

# 公益社団法人 日本化学会東北支部 内規

最新改正 平成25年2月16日 幹事会

(名称)

第1条 本支部は、公益社団法人 日本化学会 東北支部という。

(総則)

第2条 本支部に関する規定については、日本化学会定款、同支部規定に定めるもののほかこの規定の定めるところによる。

(事業)

第3条 本支部は支部規定第2条に定められた地域において本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 研究発表会、学術講演会、化学系学協会東北大会および見学会等の開催
- 2) 地域内の関連学協会との連絡および協力
- 3) その他

(事務局)

第4条 本支部は事務局を年度ごとに支部長が指定する場所に設置する。

(平成25年度は〒980-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3 東北大学大学院理学研究科 化学専攻内 (2階) 電話(022)-224-3883 に設置)

(構成員)

第5条 本支部の構成員は、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県の日本化学会会員とする。

第6条 本支部に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	1～3名
支部幹事	若干名
支部監査	2名

但し、副支部長は、それぞれ次期支部長予定者、当該年度化学系大会実行委員長および化学教育協議会議長とする。

第7条

- 1) 前条の役員（以下支部役員という）は、支部長を除き本会支部会員中より、毎年2月末日迄に本支部代議員会において選挙により選出する。当選者の決定、選挙の無効については選挙規定を準用する。
- 2) 補欠の選任は前項に準ずる。但し、支部幹事の補欠は幹事会の議決を経て支部長が委嘱する。
- 3) 支部長は前年度の次期支部長予定者が自動的に就任するものとする。

第8条

- 1) 支部役員の任期は支部規定第6条に定めるところによるが、重任は妨げない。
- 2) 役員に欠員ができた場合は補欠の選任を行う。但し、幹事会において事務執行に差支えないと認められた場合は行わない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 支部役員はそれぞれ支部規定第7条に定められた会務を掌理する。

第10条 本支部事務達成のため支部長は幹事中より幹事長、会計幹事、庶務幹事その他を委嘱する。

(幹事会)

第11条

- 1) 幹事会は支部長、副支部長、支部幹事をもって組織し必要に応じて支部長が招集する。
- 2) 幹事会の議長は支部長とする。
- 3) 支部長は必要と認めるとき幹事会に支部監査、支部選出の全会役員、委員、常議員、その他の出席を求めることができる。

第12条 幹事会は次の事項を審議する。

- 1) 支部事業の企画実施に関する事項
- 2) 地域内の代議員の選挙事務に関する事項
- 3) その他支部の運営に関する事項

(事業計画・収支予算)

第13条 本支部の事業計画およびこれに伴う収支予算は、年度の初めに支部長が編集し幹事会の議決を経なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(収支決算)

第14条 本支部の収支決算は、年度の終わりに支部長が作成し、支部監査の承認を経て事業報告とともに幹事会に提出しなければならない。

(寄付)

第15条 本支部が事業達成のため寄付金を受領する場合は幹事会の議決を経なければならない。

(内規の変更)

第16条 この内規は幹事会の議決を経なければ変更することができない。

(設立年月日)

第17条 本会の設立年月日は、昭和18年6月6日とする。

附 則

この内規は、平成25年2月16日から施行する。

-----  
(支部長証明)

この内規は公益社団法人日本化学会東北支部の運営を定めたものに相違ありません。

平成25年2月16日  
公益社団法人 日本化学会東北支部  
支部長 佐藤次雄  
所在地：〒980-8577 仙台市青葉区片平2-1-1  
東北大学多元物質科学研究所南1号館 佐藤(次)研究室内  
電話(022)224-3883